

社会福祉法人 湯河原町社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

平成 29 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人湯河原町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第 25 条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第 2 条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、理事会及び監事会等に出席したときは、別表 1 の通り費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表 1 の費用弁償額を超える場合には、本会就業規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表 1 の費用弁償は行わない。

2 常勤役員等に対する賞与及び退職手当は支給しない。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第 4 条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表 2 に定める額
- (2) 通勤手当については、本会就業規程第 12 条の規定に準ずる額

2 常勤役員等が職務のため出張したときは、本会就業規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第 5 条 役員等に対する報酬等の支給時期は、本会就業規程に基づき支給する。

- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第 6 条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 非常勤役員等の費用弁償額

日額 2,000円

別表2 常勤役員等の報酬

会長 月額50,000円 年額600,000円以内

社会福祉法人 湯河原町社会福祉協議会評議員の費用弁償に関する規程

平成 29 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人湯河原町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第 10 条の規定に基づき、評議員の費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(費用弁償)

第 2 条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、別表 1 により費用を弁償する。

2 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合には、本会就業規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は行わない。

(改廃)

第 3 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

別表 1 費用弁償の額

日額 2,000 円

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。